# 居宅介護支援契約書

重要事項説明書

個人情報の保護について

医療法人 天音会 おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所

# 居宅介護支援契約書

<u>横</u>(以下、「利用者」といいます)と、おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり 契約します。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

## 第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立、適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます(ご利用者様は複数の居宅サービスの紹介、選定理由の説明を求める事が出来ます)。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか 否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者 から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### 第5条(経過観察·再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。

## 第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、岩手県国民健康保険団体連合会に提出します。

## 第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって無料で行います。

## 第10条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける事ができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利

用者に交付します。

#### 第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

#### 第12条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当または要支援と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- 5. 要支援1、要支援2に認定された場合においては、事業者は当該担当地域の地域包括支援センターを紹介する等の便宜を図ります。

#### 第13条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、 当該家族の個人情報を用いません。

## 第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第15条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 第16条(相談·苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第17条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

## 第18条(緊急時の対応について)

事業者の介護支援専門員が、訪問中に予測困難な災害、又は身体への危険性がある場合は、状況を判断して訪問を中断し退出させていただく場合があります。

## 第19条(信義誠実の原則)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## 第20条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

契約締結日年月日:令和 年 月 日

事業者 住 所 岩手県盛岡市上田1丁目18番46号

事業者名 医療法人天音会 印

事業所 住 所 岩手県盛岡市上田1丁目18号38号

事業所名 おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所

事業所番号 0370105652

管理者 菊池 民人 印

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

<sup>※</sup> 上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有する ものとします。

# 居宅介護支援重要事項説明書

令和 年 月 日 作成

1. 担当する介護支援専門員

氏名 菊池 民人

連絡先電話番号 019-623-3961

#### 2. 目的

- ・事業所は介護保険法(平成9年:法律第124号)に規定する居宅介護支援事業を行う。
- ・居宅介護支援事業は、利用者が可能な限り在宅において、その人に応じた日常生活ができるよう療養生活を支援し、心身の機能回復を目指して支援することを目的とする。

#### 3. 運営方針

- ・この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な 限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように 配慮したものとする。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自ら選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- ・事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従 業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

・感染や災害への対策

感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を 策定し、対応力の向上を図ります。

- ・ハラスメント対策
  - (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
  - (2)利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、 暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## ・身体拘束等適正化について

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

## 4. 事業所の概要

事業所名	おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所
所在地	岩手県盛岡市上田1丁目18号38号
経営法人名	医療法人天音会
事業所指定番号	0370105652
管理者名 連絡先	菊池 民人 電話番号 : 019-623-3961 携帯電話番号:080-5743-7086
サービス提供地域	盛岡市、但し玉山地域は除く
営業時間	月曜日~金曜日 8時45分~17時15分 土曜日 9時~11時15分 但し、利用者の状況に応じて対応可能

- \* 日・年末年始(12/28~1/3)、及び 8/13~8/16は休祝日の扱いとなります。
- \* 必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保しています。

## 5. 事業所の職員体制

44	4米号の映話	l */-	区分			職務の内容
従業員の職種		人数	常勤	常勤兼務	非常勤	
Α	管理者	1	0	1	0	事業所の管理運営
В	主任介護支援		0	居宅介護支援業務		
	専門員			l l	U	(管理者を含む)
計 (A~B)		1	0	1	0	

## 6. サービス内容

## ① 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を 把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護サ ービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切 に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

## ② 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容(ご利用者様は複数の居宅サービスの紹介、選定理由の説明を求める事が出来ます)、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

## <居宅サービス計画の作成の流れ>

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

1

居宅介護サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

▼

介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

▼

介護支援専門員は前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅 サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内 容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た 上で決定するものとします。

## ③ 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

相談業務:電話・訪問・来所等をとおして利用者からの相談に適切に対応します。

申請代行:介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きを行ないます。

給付事務:国民保険連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

#### ④ 医療連携に関して

- ○ご利用者様はケアマネジャーに対し、自身の受診状態、服薬の状態をお伝えください。
- ○主治医以外に受診した場合は受診した医療機関、担当医師をお知らせください。
- ○入院した場合は速やかに、ケアマネジャーに連絡してください。
- ○計画的に入院する場合は事前にお知らせください。
- ○入院先の病院に、ケアマネージャーの氏名と連絡先をお伝え下さい。
- ○ケアマネジャーはご利用者より申し伝えられた医療情報を支援経過に記録するとともに必要に応じて、主治医、各サービス機関に伝達し、情報を共有致します。

## 5. 利用料金

# 利用料(下記)は介護保険で10割給付され、<u>自己負担はありません</u>。

但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額負担しなければならなくなりますので、下記の利用料がかかることになります。

1. 居宅介護支援費用は要介護度に応じた介護サービスの提供開始以降 1 ヶ月あたり以下の金額になります。

要介護度 1·2	10, 860円
要介護度 3·4·5	14, 110円

## 2. 以下の場合は加算料金を頂きます。

	<b>十17 並で見じる 5 。</b>	
	適切かつ質の高いマネジメントを実施する為、特に手間	
	を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場	
初回加算	合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受	3,000円
	けた場合)	
	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院	
入院時情報	又は診療所の職員に対して、訪問し利用者に関する必	2,500円
連携加算 I	要な情報を提供(入院した日のうちに)した場合。*提	
	供方法は問わない	
入院時情報	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院	
連携加算Ⅱ	又は診療所の職員に対して、訪問し利用者に関する必	2,000円
	要な情報を提供(入院してから3日以内)した場合。*	
	提供方法は問わない	
	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サ	
	ービス等を利用する場合において、退院・退所にあたっ	4,500~
退院·退所加算	て医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する	9,000円/
	必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サー	回
	ビス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。	
通院時情報連携	利用者が病院又は診療所において医師または歯科医	
加算	師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医	
	師または歯科医師等に対して当該利用者の心身の状	
	況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提	500円
	供を行うとともに、医師または歯科医師等から当該利	
	用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅	
	サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1	
	月に1回を限度として所定単位数を加算する。	
	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所	
	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所	

緊急時等居宅	の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを	2,000円
カンファレンス	行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行っ	
加算	た場合	
ターミナルケア	在宅で死亡した利用者に対して、しゅうまつきの医療や	
マネジメント	ケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意	4,000円
加算	を得た上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2	
	日以上、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期	
	に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサ	
	ービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握し	
	た利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医	
	師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。	

中山間地域等:岩手県全域

- 6. 相談窓口・苦情対応について
  - ①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口

担 当 者 : 菊池 民人

電話番号 : 019-623-3961

対応時間 : 9:00 ~ 17:15

② 公的機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。

担当部署 : 盛岡市 保健福祉部 介護保険課

電話番号: 019-626-7562

担当部署 : 岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課室

電話番号 : 019-604-6700

盛日	岡市以外の市町村	寸		

## 7. サービス提供における事故発生時の対応

- ①サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②ご利用者様に対して当事業所のサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償いたします。

## 8. 介護サービス情報の公開制度

①制度の概要について

介護サービス情報公開制度は、介護サービスの利用者がサービス事業所を選ぶ際に、基本的な事業所情報の入手や事業所の比較検討ができるようにするため、平成18年4月から始められたもので、事業所には情報の公開が義務付けられています。

③ 情報公開されている場所

いわてシルバー財団のホームページ(http://www.iwate-silverz.jp/)に公表されています。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 岩手県盛岡市上田1丁目18番46号

医療法人 天音会 印

事業所 岩手県盛岡市上田1丁目18号38号

おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所

管理者 菊池民人 印

説明者 主任介護支援専門員

氏 名 菊池 民人 印

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項 の説明をうけました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始とする。

# おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所 個人情報保護方針について

おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所

#### 個人情報保護方針

当該事業所は、居宅介護支援事業所としてご利用者様、及びご家族様のプライバシーを保護するために、個人情報允保護の重要性を十分認識し、事業所において取得する個人情報を保護するために、以下の事項を基本方針として取り組みます。

#### 個人情報の取得、利用、管理について

事業所の事業のために取得した個人情報については、当該事業の範囲内でのみ利用し、法令に定める場合を除き、ご本人 及び家族の同意なく第三者には提供いたしません。個人情報の取得にあたっては、適切な方法で取得します。

また、個人情報の漏えいなどを防止するための適切な安全管理措置を講じます。

## 個人情報に関する法令等の遵守について

事業所では、個人情報の取扱いにあたり「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」(以下「個人情報保護法」という。)、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切なガイドライン(平成 17 年厚生労働省)」、「岩手県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則(平成 18 年規則第 16 号)」(以下「連合会個人情報保護規則」という。)及び関係法令等を遵守します。

#### 関係規定等の整備及び継続的改善について

事業所では、個人情報が適切に保護されるよう、関係規定を整備し継続的な改善を図るとともに、 役職員にもその趣旨を徹底し、個人情報の保護に努めます。

#### 開示等のご請求への対応について

事業所が保有する自己に関する個人情報については、開示、訂正、利用停止等の求めに応じ、適切かつ迅速な対応を行うよう努めます。

#### 問い合わせ窓口について

事業所の個人情報の取扱いについては、問い合わせ、苦情、相談等のための「お問い合わせ窓口」 を設けて、適切に対応します。

## 利用者様の個人情報を収集する場合

指定居宅介護支援サービス等を行う場合に、対面、書面、口頭にてご利用者様の個人情報を収集します。また、ご利用者様の居宅介護サービス等を行う他の事業所や医療機関から情報収集する場合があります。

## 個人情報の利用目的

事業所が保有する個人情報の利用目的を以下のように公表します。

## 居宅介護支援の提供

- 当事業所でのケアマネジメントの提供
- 医療・保健機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター、行政等の連携
- 他の介護サービス事業者及び医療機関からの照会への回答
- ご利用者様への介護サービス提供のため、各専門職への意見・助言を求める場合
- ご家族等への説明
- その他、ご利用者様への介護サービスに関する利用

#### 介護報酬請求のための事務

- 当事業所での公費負担、各種減免に関する事務
- サービス利用実績の確認、給付管理事務
- 審査支払機関へのレセプト等の提出
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

## 当事業所の管理運営事務

- 会計、経理
- 契約に関する管理
- 介護事故などの報告
- 当該ご利用者様の介護サービスの向上
- その他当事業所の管理運営に関する利用

#### 個人情報の第三者提供

事業所は、個人情報を本人 及び家族の同意なく第三者に提供しません。ただし、次の場合を除きます。

- 法令及び条例に定めがあるとき。
- 出版、報道等により公にされているとき。
- 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を 得ることが困難であるとき。
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令等の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事 務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### 個人情報の開示・訂正・利用停止

事業所が保有する自己に関する個人情報について、確認(開示、訂正、利用停止等のご請求等) をされたい場合には、お問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願いします。

また、事業所が次のいずれかに該当すると認めた場合は、当該確認内容に関わる個人情報について、開示等に応じる事はできませんので、ご了承ください。

- ご本人であることが確認できないとき
- 代理人による請求に際して、代理権が確認できないとき
- 所定の請求書や添付書類に不備があったとき
- ご本人、又は第三者の生命、身体、財産及びその他の権利利益を害するおそれがあるとき
- 開示等することによって、事業所の適正な業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき
- 開示等することによって、他の法令に違反することになるとき

#### 個人情報の取扱い等に関するお問い合わせ

事業所における個人情報の取扱い等について、ご意見・ご質問等お気づきの点がございましたら、 下記のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願いします。

## 個人情報の開示請求等に関する手数料

個人情報の取扱い等に関するお問い合わせのうち、個人情報について開示、訂正、利用停止等のご請求につきましては、個人情報保護法第30条により、手数料を徴収させていただきます。

徴収方法につきましては、お問い合わせ窓口にお尋ねください。

## お問い合わせ窓口

問い合わせ窓口 〒020-0066

岩手県盛岡市上田1丁目18番38号

おいかわ内科クリニック指定居宅介護支援事業所

電話/FAX: 019-623-3961

個人情報苦情·相談窓口 担 当 : 菊池 民人

対応時間: 9時00分 ~ 17時15分

## 同意書

当居宅介護支援事業所が行う事業の実施にあたり、本事業所が保有する個人情報については、個人情報保護法及び厚生労働省が策定したガイドラインの趣旨に基づいて、本事業の範囲内において関係する者に提示することに同意いたします。

<u>令和</u>	牛	 <u> </u>	本 人 氏 名:	口
			代理人氏 名:	印
			ご家族様氏名:	印

